

障地発第0131001号
障障発第0131002号
平成20年1月31日

各都道府県障害保健福祉担当部(局)長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課地域生活支援室長

障害福祉課

福祉ホーム事業の運営に係る費用負担の取扱いについて

福祉ホーム事業については、平成18年10月以降、地域生活支援事業に位置付けられ、費用負担等についても地域の実情に応じて対応することとされたが、福祉ホーム事業の運営に係る費用負担の取扱いについては、福祉ホームの所在地市町村と入居前の居住地市町村との間で調整を図ることが適当である旨をこれまでにも会議等でお示ししているところである。

しかしながら、一部の市町村において、福祉ホームの所在地市町村と入居前の居住地市町村とで調整がつかない事例が生じているとの報告も受けているところであり、このために利用者が当該福祉ホームを安心して居住の場として利用することができない結果となることは適当でないと考えている。

したがって、福祉ホーム事業の運営に係る費用については、平成20年度以降、原則としてグループホーム・ケアホームの居住地特例に準じて入居前の居住地市町村が負担するよう、よろしくお取り計らい願うとともに、市町村に対してこの旨周知願いたい。

なお、既に福祉ホームの所在地市町村と入居前の居住地市町村との間で費用負担の調整が図られた結果、所在地市町村が費用負担を行うことにより特段の問題が生じていない場合は、従前どおりの取扱いとすることも差し支えない。

おって、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。